

**脱炭素社会の実現に向けた対策の推進
に関する提言**

全 国 知 事 会

脱炭素社会の実現に向けた対策の推進に関する提言

【ポイント】

- 「地域脱炭素の推進」のための大規模かつ安定的な財政措置（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金、脱炭素化推進事業債、地方交付税 等）を講じること。
- 水素・アンモニア、ペロブスカイト太陽電池、浮体式洋上風力発電など新たに実用化されつつある脱炭素技術・製品の初期需要創出に向けた取組を促進すること。
- 地域共生・裨益型の再生可能エネルギー導入促進に向け、地域脱炭素化促進事業制度について、地域への利益還元の仕組みの創設などの誘導措置やインセンティブ強化により、実効性の高い制度を構築すること。

国は、本年2月、COPでの国際的な議論やこれまでの我が国の取組状況等を踏まえ、世界全体での1.5℃目標と整合的で、2050年ネット・ゼロ（カーボンニュートラル）の実現に向けた直線的な経路にある野心的な目標として、2035年度、2040年度において、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ60%、73%削減することを目指す、新たなNDC（国が決定する貢献）を国連気候変動枠組条約事務局に提出した。また、GX2040ビジョンの策定並びにエネルギー基本計画及び地球温暖化対策計画の改定を閣議決定し、GX実現に向けた新たな産業構造や産業立地のあり方、脱炭素電源の最大限活用、次期温室効果ガス削減目標とその達成に向けた施策等が盛り込まれた。中でも地域脱炭素については、環境省をはじめとする関係府省が緊密に連携しつつ、2026年度以降2030年度までの5年間を新たに実行集中期間として位置付け、必要な施策の実行に取り組むとされたところであり、地方創生の観点からも地方公共団体の役割はますます重要になっている。

我が国においては、2023年度の温室効果ガス排出量が過去最低値を記録したところではあるが、2050年までに脱炭素社会を実現するために残された時間は限られており、少しも無駄にすることはできない。気候変動に対する責任を自覚し、目先のことだけでなく若者世代と共に将来のことを考え、今以上に快適で利便性がよく、質の高い脱炭素社会を実現するためには、国が高い目標を掲げ、達成に向けたロードマップを示し、地方公共団体と連携しながら先導的に取り組むことで、民間による速やかな行動と大胆かつ継続的な投資を促すことが必要となる。

また、今後はDXやGXの進展により、電力需要が増加に転じることが見込まれており、産業を発展させていくためには、国際的に遜色のない価格で安定した品質の脱炭素エネルギー供給が不可欠である。このような状況の中で、深刻な気候危機に対応し、脱炭素社会の実現に向けて取組を進めるためには、エネルギー政策に大きな責任と役割を持つ国の役割が決定的に重要である。

については、エネルギー供給に大きな責務を有する国がエネルギーの安定供給に万全の対策を講じつつ、国と地方がそれぞれの役割を踏まえ、日本の脱炭素化を力強くリードしていくため、脱炭素社会の実現に向けたエネルギー・脱炭素政策に次の事項が反映されるよう強く提言する。

1 脱炭素社会を目指す基盤

全ての地域が足並みを揃えて「2050年ネット・ゼロ(カーボンニュートラル)」を目指していくため、以下を提言する。

- (1) 2050年ネット・ゼロ(カーボンニュートラル)に向けて限られた時間を無駄にしないため、国が行う全ての政策に脱炭素の視点を取り入れるとともに、技術革新及びその社会実装等につながる取組を加速すること。

また、COP28で採択された「2030年までに再生可能エネルギー発電容量を世界全体で3倍にする」という目標を踏まえたエネルギーミックスやロードマップを示すとともに、その実現に向けた具体的な対策と自治体の施策を後押しする取組もあわせて示すこと。

- (2) 脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動「デコ活」を強力に推進し、地方公共団体、事業者、NPO等の取組を後押しするとともに、脱炭素型ライフスタイルへの転換のメリットを国民に積極的にPRするなど、国を挙げて地球温暖化対策に取り組む機運を醸成すること。

- (3) 地域脱炭素の取組について、地球温暖化対策計画に2026年度以降2030年度までの5年間で新たに実行集中期間と位置付けられたことを踏まえ、地方公共団体での地域共生型再生可能エネルギーの大量導入や省エネルギー対策の推進、GX製品(製品単位の温室効果ガス削減実績量や削減貢献量がより大きい製品等)の導入等により、地方から脱炭素と経済成長を推し進めるため、以下のとおり十分な財政措置等を行うこと。

ア GX製品の積極導入など地域脱炭素の取組は、地域経済や暮らしにGXの恩恵をもたらすものであるため、地方公共団体の取組への支援について、20兆円規模の「脱炭素成長型経済構造移行債」(GX経済移行債)を活用すること。

イ 「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」については、各地方公共団体で計画した事業が確実に実施できるよう、予算規模の拡充や事業期間の延長を図るとともに、地域の実情に合わせた柔軟な活用ができる制度となるよう、より一層の運用改善を行うこと。

ウ 「地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業」については、防災力強化の観点からも重要な役割が期待できるため、今般決定された第1次国土強靱化実施中期計画に基づき、事業を継続するとともに、予算規模を拡充すること。

エ 「脱炭素化推進事業債」について、事業期間が令和7年度までとされているが、地方公共団体においても政府実行計画に掲げる2040年度目標に向かって主体的に取り組むことが可能となるよう、事業期間の延長を図るとともに予算規模を拡充すること。また、適用に当たっての要件緩和や対象事業の拡充など、制度を引き続き見直すこと。

オ 上記によらない地方公共団体の脱炭素化に向けた取組を支援するため、国庫補助事業の地方負担分はもとより、地方公共団体それぞれが創意工夫を凝らして取り組む地方単独事業に対しても、必要かつ十分な地方財政措置を講じること。

(4) 脱炭素社会を実現するための施策を展開していく上で、迅速で正確な情報を把握し、可視化することが非常に重要であるため、都道府県別、市町村別に以下に掲げる統計資料を早期に提供すること。

ア 温室効果ガス排出量

イ 既設分も含めた再生可能エネルギーなどのCO₂削減効果を適切に反映した温室効果ガス総排出量

ウ 自家消費分も含めた地域における再生可能エネルギー由来電力の需給状況

エ 非化石証書などのクレジットの活用状況

オ ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）及びネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）導入状況

カ 乗用車・軽自動車の燃料別新車販売台数

(5) 地域の脱炭素化に向けて、地方公共団体の取組を促進するため、専門人材の派遣や人材育成など人材支援策を継続すること。また、中長期的な人材派遣を可能とする新たな支援制度を構築すること。

(6) 地域地球温暖化防止活動推進センターが実施する事業者及び住民に対する普及啓発活動や広報活動、地球温暖化防止活動推進員への活動支援等に対し、各都道府県や指定団体の実情に合わせ十分な財政支援を行うこと。

(7) 政府が目指す成長志向型カーボンプライシング構想の具体化に当たっては、温室効果ガスの排出抑制を最大化する効果を発揮するとともに、地域経済の成長促進につながるものとなるよう、検討を進めること。なお、検討に当たっては地球温暖化対策に係る地方財源の充実の視点も踏まえるとともに、地方自治体が実施しているキャップ&トレード制度や報告書制度など先行する制度による削減効果・実績を損なわない制度とすること。

また、2026年度から開始する排出量取引制度に向け、GX製品利用が具体的な付加価値となるようJ-クレジット化するほか、JブルークレジットなどのボランティアクレジットについてはSHK制度の対象とするなど、カーボンクレジット制度の拡充に向けた検討を進めること。

(8) 水素社会の実現に向け、昨年10月に施行した水素社会推進法等に基づき、引き続きサプライチェーンの構築において燃料の種類及び地域間などで生じる価格差への十分な支援、水電解装置の製造能力強化や水素パイプライン等の供給インフラ整備の支援、水素・アンモニアを活用した火力発電のゼロエミッション化、燃料電池バス・トラックなど商用車の導入促進に向けた支援や水素ステーションの整備促進など、水素等の利活用拡大のための取組を推進すること。また、再生可能エネルギー由来の電力により生産されるグリーン水素の利活用促進に向けて、電力調達コストの低減に向けた制度の見直しを図るとともに、電力調整手段確立に向けた研究開発等を引き続き支援するほか、先駆的な取組を推進する地方公共団体への支援策を講じること。

あわせて、水素等のインフラが全国に均質に普及するまでの間、カーボンプライシング等の温室効果ガス排出削減を促す取組の制度化に際しては、普及が進んでいない地域に不利益を生じさせないようにすること。

- (9) 2050年ネット・ゼロ（カーボンニュートラル）へのトランジション期における脱炭素の取組を進めるエネルギーであり、既存のインフラ設備等を利用可能な「e-メタン」の活用に向けて、関連する技術開発や国内外における社会実装に向けた取組の推進、CO₂カウントルール等の整備等に積極的に取り組むこと。
- (10) オゾン層保護及び地球温暖化対策の両面から重要な課題であるフロン類の排出抑制について、第一種特定製品廃棄時のフロン類回収率が未だ低迷していることから、関係事業者へ法令の周知徹底を図るなど回収率向上のための施策を着実に推進すること。
- また、フロン類使用製品からのフロン類の漏えいを防止するため、国は機器使用時のフロン漏えい防止に資する技術の普及に向けた取組を行うとともに、事業者のみならず、広く一般国民に対しても法令周知を行い、フロン類の適正管理の徹底を図ること。
- さらに、ノンフロン製品への転換を加速化させるため、技術開発や製品の導入に対する支援のさらなる充実などの普及のために必要な措置を講じること。
- (11) CO₂を地中に貯留するCCS及び素材や燃料に再利用するCCU/カーボンリサイクルなどの革新的技術の早期社会実装に向け、技術開発支援や施設整備に当たっての財政支援のほか、貯留を想定する地域の理解を得るための普及啓発等に取り組むとともに、貯留によるCO₂削減効果の算定方法を早急に示すこと。
- また、CO₂等の回収・輸送・利用に係るサプライチェーン構築に向けた支援策やCCU製品の市場創出に向けた公共調達の推進、法規制の見直し等の対策を講じること。

2 交通分野の施策

自動車交通に起因するCO₂排出量の削減は、地球温暖化対策として極めて重要であることから、2035年までに乗用車新車販売で電動車100%を実現させ、環境負荷軽減と地域交通の最適化を同時に実現するため、以下を提言する。

- (1) 電動車、特に電気自動車や燃料電池自動車の加速度的普及を図るため、研究開発の推進、購入補助をはじめとする需要拡大に向けた支援、規制緩和、道路整備や維持管理等に影響を及ぼさないよう国の財源措置による高速道路等の利用料金減免といったインセンティブ付与など、実効性のある取組を進めること。また、積雪寒冷地など地域の特性に配慮した上で、充電・充填インフラなどの環境整備を加速すること。
- (2) 自家用車依存の高い地方部における公共交通の確保・維持への積極的な支援や、新モビリティサービス（MaaS、CASE）の基盤づくりを推進し、CO₂排出量を抑えるとともに、地域における多様な移動手段確保について支援すること。
- (3) 従来のトラックによる貨物輸送から、環境負荷が低いとされている鉄道や船舶等へと転換するモーダルシフトや、燃料電池トラックの導入等について、実効性のある施策を推進するための十分な予算を確保すること。
- なお、鉄道輸送におけるモーダルシフトについては、主要幹線鉄道のみならず、地方鉄道路線の活用についても推進すること。

また、輸送拠点の集約など物流の効率化・合理化を促進するとともに、ディーゼル機関車（鉄道）については、動力源の非化石化に向け、非化石ディーゼル燃料の導入や、燃料電池機関車への転換を促すこと。

さらに、モーダルシフトによりCO₂排出量が増加する鉄道事業者・船舶事業者に対して、LNG燃料船、水素・アンモニア燃料船、バッテリー船等の先進的な取組の実証・導入促進、取引環境の改善や技術開発など、積極的な支援を行うこと。

3 建設分野の施策

住宅をはじめ、公共施設や社会福祉施設、商業用ビルなど、建築物の早期ネット・ゼロ・エネルギー化の実現と、インフラ分野におけるネット・ゼロ（カーボンニュートラル）の実現に向け、以下を提言する。

- （１）戸建住宅の新築に当たっては、地域工務店等のスキルアップを含め、十分な支援策を講じた上で太陽光発電設備等の設置を要件としたZEHの適合義務化を早期に図るとともに、国のZEH基準よりも高断熱で、気密性が確保された住宅を基準として導入促進するなど、先導的取組等を実施する地方公共団体への支援を行うこと。

また、多雪地域等、太陽光発電や断熱化に不利な地域においてもZEHの導入が進むよう、技術開発や導入に当たっての財政支援を行うこと。

- （２）既存住宅については、国民に向け高断熱の重要性を周知するとともに、高断熱性能の確保に向けたリフォーム、再生可能エネルギー設備や蓄電池の設置に向け、全国の地方公共団体が導入補助等に足並みを揃えて取り組めるよう、十分な支援策を講じること。
- （３）民間事業者等が設置する業務用建物に係る各省庁の補助制度は、ZEB化の推進や地方公共団体の先導的取組に資することを前提としたものにするるとともに、地方公共団体のZEB化等に向けた取組を推進する財政措置等、必要な支援策を講じること。
- （４）建築物の炭素貯蔵効果を押上げる建築物の木造化・木質化の推進について、木材を利用することが森林資源の循環利用の推進につながるとともに環境負荷の低減策として有効であることを普及啓発するほか、補助制度の拡充を図るなど、十分な支援策を講じること。
- （５）空港、道路、ダム、下水道等の多様なインフラを活用した再生可能エネルギーの導入やエネルギー消費量削減の徹底などにより、脱炭素に資する都市・地域づくりを推進するとともに、必要な財政支援を行うこと。また、産業の脱炭素化・競争力強化に向け、建設施工過程における脱炭素化の更なる促進を図ること。

4 産業分野の施策

地域の企業が、事業活動での脱炭素化や革新的技術の創出により、サプライチェーンで選ばれ続ける企業となるよう、以下を提言する。

- (1) 実効性のある脱炭素対策を促進するため、以下に掲げる項目について十分な支援策を講じること。また、これらの取組により産業構造の変革が予想されるため、産業界からの意見を踏まえて関連企業への支援を強化するとともに、労働者や地域との対話を図り、公正な移行についても対策を講じること。

- ア 熱電併給の導入など計画的な省エネルギー設備への投資
- イ 水素・アンモニア等の次世代エネルギーや再生可能エネルギーの導入
- ウ 自動車・船舶などの電動化
- エ 電化が困難な産業における化石燃料の消費削減・燃料転換
- オ 生産過程で多くの二酸化炭素を排出する産業における新たなプロセス開発
- カ 都市ガス導管の整備
- キ カーボンニュートラルコンビナートへの転換
- ク サプライチェーン全体の脱炭素化に取り組む企業のニーズに対応した港湾機能の高度化
- ケ 水素・アンモニア等の受入環境の整備等を図るカーボンニュートラルポートの形成に向けた取組への支援策

- (2) G X製品の実用化に向けた取組のほか、地域の特性に応じた産業振興に資する研究開発・実証・社会実装の取組を支援する制度を創設すること。

- (3) 農業機械の電動化、グリーン水素、バイオメタンの利用などの脱炭素燃料化、畜産由来のメタン等の温室効果ガスの排出抑制に必要な技術開発の早期実現と導入支援を行うこと。

また、バイオ炭の農地施用や水稻栽培による中干し期間の延長など、農業分野での J-クレジット活用の一層の推進を図るとともに、堆肥散布などの農業者が実践しやすい取組を J-クレジットの方法論に追加すること。

5 再生可能エネルギー分野の施策

昨年12月、国は2040年度の電源構成に占める再生可能エネルギー割合について4～5割を目指すとしたことを踏まえ、再生可能エネルギーの主力電源化を徹底し、再生可能エネルギー由来の電力を飛躍的に普及拡大させるとともに、再生可能エネルギーの熱利用を促進させる必要があるため、以下を提言する。

- (1) 国内における電力需要はD XやG Xの進展に伴い増加が見込まれており、こうした将来の電力需要の増加に対しては、脱炭素電源の拡大が必要である。今後再生可能エネルギーの更なる導入拡大を図る上では、建築物の屋根や壁面、水深の深い海域等の新たな適地の開拓が必要であるため、ペロブスカイト等の次世代型太陽電池や浮体式洋上風力発電など、技術的なイノベーションを加速するとともに、初期需要創出に向けた取組を促進すること。

なお、ペロブスカイト等の次世代型太陽電池の普及に際しては、リサイクル手

法も前提とした技術開発を行うこと。

- (2) 系統接続の制約の早期解消に向けて、広域系統長期方針（マスタープラン）及びGX実現に向けた基本方針に基づき、全国規模での系統整備や海底直流送電の整備を着実に進めること。

また、送電線の容量不足を補うために系統接続を希望する再生可能エネルギー発電事業者が負担する工事費等について支援すること。

- (3) FIT・FIP制度運用に係る手続の効率化・迅速化を行うこと。新たにV2Hや蓄電池等を導入する際に必要となる変更申請手続は、処理に時間を要するなど速やかな電力確保が困難な状況にあるため、適切な措置を講じること。

- (4) 地方における再生可能エネルギーの活用量を拡大し、太陽光発電などの出力制御の際の需給調整対策としても有効である蓄電池や水素製造設備の普及を推進するため、地域脱炭素推進交付金において、FITを活用した既設の再生可能エネルギー発電への導入も補助対象とするなど支援制度を拡充するとともに、系統用蓄電池等の一層の普及拡大を推進すること。

- (5) 「地球温暖化対策推進法」に基づく「促進区域」制度を市町村等が積極的に活用できるよう、地域脱炭素化促進事業に係る都道府県や市町村への財政支援、地域住民からの理解を円滑に得るため、再生可能エネルギーの地産地消など地域への利益還元の仕組みを創設する等により、実効性の高い制度を構築すること。

また、都道府県及び市町村が共同して促進区域等を定めることができることとなったが、地域脱炭素化促進事業制度の円滑な運用のため、促進区域等の設定や地方公共団体実行計画協議会の運営等についてのモデルケース等を示すこと。

- (6) 発電設備の設置に当たっては、防災・環境上の懸念等をめぐり地域住民との関係が悪化するなどの問題が全国的に生じていることから、自然環境や景観、歴史・文化、安全等に十分配慮し、地元地方公共団体の意見が適切に反映される仕組みを早期に構築するとともに、防災・環境上の地域住民の懸念を払拭できるよう、適切な普及啓発に積極的に取り組むこと。

- (7) 脱炭素化の推進及び地域経済の担い手である農業者の経営改善等の地域裨益につなげるため、遊休農地に営農型太陽光発電設備の導入を図るなど地域と共生した形で活用する場合は、遊休農地の整地費用など、支援策を講じること。

- (8) 洋上風力発電の設置の拡大に向けて、排他的経済水域（EEZ）への展開を可能とする「再エネ海域利用法」の改正の動きなどの背景を踏まえ、浮体式洋上風力発電の技術開発・漁業への影響調査や、実用化に向けた一層の支援を行い、早期の社会実装を促進すること。

また、洋上風力発電の設置や維持管理の際に必要な港湾について、地域振興の方向性などを踏まえ、地域の実情に応じた整備を推進できるよう支援策を講じるとともに、基地港湾については、事業コストを削減するため、より計画地に近接した港湾を指定し、事業の進捗に合わせ整備すること。

さらに、コスト高などにより洋上風力を取り巻く環境は厳しさを増しているが、ネット・ゼロ（カーボンニュートラル）の実現に必要な不可欠な事業であること、

地域経済への影響も甚大であること、制度上国が主体となって取り組むとされていることを踏まえ、事業が完遂されるよう、事業の監督を行うとともに、関係省庁が一体となって事業化に向けた取組を講ずること。

- (9) 洋上風力発電以外の海洋再生可能エネルギー、地熱、太陽熱など、国内において膨大に賦存しているものの十分に活用が進んでいない再生可能エネルギーの技術開発について、積極的かつ継続的に推進すること。また、地中熱や太陽熱の熱利用としての活用も重要であるため、効果に係る普及啓発に取り組むとともに、用途開発を強力に進めること。
- (10) 再生可能エネルギーの長期電源化のためには、既存の再生可能エネルギー設備について、F I T制度の調達期間終了後も最大限の活用を図ることが重要であることから、事業者による適正管理のための追加・再投資への支援など適切な環境整備に向けた方策について検討を進めること。
- (11) 被災等による再生可能エネルギー設備の放置・不法投棄の防止のため、地方公共団体においても事業者への指導ができるようにするとともに、事業者が所在不明や指導に応じない場合に撤去等を行える仕組みを構築すること。
また、本年3月の中央環境審議会の意見具申等も踏まえ、既存設備を含めた適切な廃棄処分やリサイクルの促進について、基金の設置など財源確保も含めて必要な対策を講じ、太陽光発電設備のリサイクルを義務化する法律の早期制定を図ること。

6 吸収・適応分野の施策

森林の健全な育成と森林資源の循環利用や、藻場・干潟の保全・拡大を図ることでCO₂の吸収量を増加させるとともに、防災・減災、熱中症対策などの気候変動適応策を講じるため、以下を提言する。

- (1) 主伐後の再造林、下刈り、間伐等の森林整備やI C T等を活用して作業の効率化を図る「林業イノベーション」の推進、林業の担い手の確保・育成など、森林の適正な管理への支援を強化すること。
また、炭素貯蔵効果とともに、他の資材より製造時のエネルギー消費が比較的少なく、輸入木材と比べて、輸送時にCO₂排出抑制効果が期待できる国産木材の活用や、未利用間伐材等のバイオマス発電・熱利用など、森林資源の持続的な利用を一層推進すること。
さらに、森林管理に係るJ-クレジットについては、発行手続期間を短縮するとともに、国内外において、より汎用性のある制度となるよう、内容の拡充を図ること。
- (2) 藻場・干潟による炭素固定（ブルーカーボン）の取組を各地で推進するため、地域毎のCO₂吸収量の評価手法に対し技術的支援を行うとともに、藻場・干潟の保全や拡大に向けた取組、海藻養殖の促進に対して支援を充実させること。
- (3) 気候変動の影響に基づく災害等のリスクによる国民の生命、財産、生活、経済等への被害の最小化や、迅速に回復できるレジリエントな社会の構築に向けて、

省庁間や研究機関との連携を強化し、気候変動の実態や影響予測・評価などの情報を積極的に国民や地方公共団体に発信してリスクコミュニケーションを強化するなど、気候変動に対する国民の危機意識の啓発を図る取組を強化すること。

- (4) 熱中症対策については、国が責任を持って、制度内容を国民へ周知するとともに、都道府県・市町村が熱中症対策を着実に実行できるよう、財政措置を含めた必要な支援策を講ずること。特に気候変動適応法による市町村の指定暑熱避難施設の指定に関する取組には、冷房設備を設置するための費用も含め財政措置を講ずること。また、熱中症特別警戒情報については、デジタル技術を活用して都道府県・市町村や住民等に即時に一括して情報伝達できる手法を構築するとともに、発表基準を都道府県単位よりも細かい単位設定にするなど、地域性を考慮すること。

さらに、地域における適応の取組を促進するため、気候変動適応法で規定された地方公共団体における地域気候変動適応計画の策定や実行、地域気候変動適応センターの整備・運営等について、国において十分な財政措置を講じるとともに、地域の状況に応じた気候変動影響評価手法の開発や評価の実施など技術的援助の強化を図ること。

令和7年7月23日

全 国 知 事 会